

気象被害を受けた園芸ハウス・果樹（樹体）等の復旧支援事業のご案内

【令和8年2月7日以降の大雪による被害】及び【令和8年4月4日の強風による園芸施設等の全半壊被害】を受け、引き続き営農活動を継続される方に対し、被害を受けた園芸ハウス・果樹（樹体）、畜舎の復旧・撤去に係る経費を支援します。

①施設園芸・特用林産物（本体+被覆）、畜舎の場合

※自家消費・倉庫・機械保管用ハウス等は対象外

【対象者】

- ①被害施設を修理、又は、新たに施設を整備して営農継続する方
- ②被害ハウスを撤去し、露地栽培に変更して営農継続する方

【対象経費】

撤去費及び施設の修理費や新規整備費の一部を助成

- ・補助率：1/2
- ・復旧費上限単価あり
例：単棟ハウス → 16,588円/㎡
連棟ハウス → 7,566円/㎡
- ・撤去費上限単価あり
例：ハウス → 1,300円/㎡
畜舎 → 9,000円/㎡

補助金の算定

$$\{ (\text{①復旧費} - \text{②控除額}) + \text{③撤去費} \} \times 1 / 2$$

- ①【復旧上限額】と【実復旧費】を比較して少額を採用
- ② 控除額：共済金を受領している場合は受領額、未加入者は①×0.3の額とする
- ③【撤去上限費】と【実復旧費】を比較して少額を採用

※復旧後、農業共済保険に加入する必要があります。

◆申請の留意点

- ・自力で修理・整備する場合は、資材費のみが事業対象（自家労賃は対象外）です。
- ・共済未加入者については、**被災証明**（鳥取市農政企画課発行）が必要です。
- ・施設の仕様、被災面積、復旧状況等によって、上限額などが異なります。

②果樹（果樹棚・樹体）の場合

【対象経費】

果樹棚の修理費、又は、整備費の一部を助成

- ・補助率：1/2
- ・復旧費上限単価：平棚1,500円/㎡
（撤去費を伴う場合は300円/㎡を追加）
- 苗木代、高接ぎ、園地改良費の一部を助成
- ・補助率：1/2
- ・復旧費上限単価：300円/㎡

補助金の算定

$$(\text{①復旧費} + \text{②撤去費}) \times 1 / 2$$

- ①【復旧上限額】と【実復旧費】を比較して少額を採用
- ②【撤去上限費】と【実復旧費】を比較して少額を採用

◆申請の留意点

- ・自力で修理・整備する場合は、資材費のみが事業対象（自家労賃は対象外）です。
- ・共済未加入者については、**被災証明**（鳥取市農政企画課発行）が必要です。
- ・施設の仕様、被災面積、復旧状況等によって、上限額などが異なります。

③施設園芸・特用林産物ハウス（被覆のみの場合）

※自家消費・倉庫・機械保管用ハウス等は対象外

【対象者】

令和8年4月4日の強風で被災した被覆を全体復旧する方（裏面及び巻き上げ部等を残置する場合を含む）

【対象経費】

復旧に係る資材費のみ助成

- ・補助率：1/3
- ・補助上限額：39千円/棟

補助金の算定

$$\text{復旧に係る資材費} \times 1 / 3$$

◆申請にあたり準備いただく書類は裏面参照◆

申請を希望される方は、下記書類のご準備をお願いいたします。

①施設園芸・特用林産物（本体+被覆）、畜舎の場合

※自家消費・倉庫・機械保管用ハウス等は対象外

- 補助金交付申請書（鳥取市園芸施設等復旧対策事業）
- 位置図
- 被災時の写真
- 復旧見取り図

< 共済保険加入施設の場合 >

- 共済証券の写し
- 共済金支払い

< 共済保険未加入施設の場合 >

- 被災証明交付申請書

※被害施設を復旧した後、復旧施設は農業共済保険に加入する必要があります。

②果樹（果樹棚・樹体）の場合

- 補助金交付申請書（鳥取市園芸施設等復旧対策事業）
- 位置図
- 見積書等、復旧・撤去に係る資材経費がわかるもの
- 被災時の写真
- 復旧見取り図
- 被災証明交付申請書

③施設園芸・特用林産物ハウス（被覆のみの場合）

※自家消費・倉庫・機械保管用ハウス等は対象外

- 補助金交付申請書（鳥取市園芸施設等営農継続支援事業）
- 位置図
- 納品書や領収書等、復旧・撤去に係る資材経費の支払いを証明する書類
- 被災時の写真、復旧後の写真



申請期限【令和8年12月14日（月）まで】

申請窓口 鳥取市農政企画課、総合支所産業建設課

担 当：農政企画課生産振興係

電 話：0857-30-8304

メール：nousui@city.tottori.lg.jp